

10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

埼玉縣教育會編纂

青年補習讀本 卷五



金港堂書籍株式會社發行

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此し我國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ

如キハ獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
咸其德チ一ニセシコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼
此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ
修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコ
トヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ
共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日
尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心チニシ忠實
業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ
華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ

成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪
ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今
ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ
維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ
庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣侯爵 桂 太郎

凡例

一、本書は埼玉縣下青年補習教育の教科書に充てむがため特に本
會に於て編纂せるものにして分ちて八卷とし第一卷乃至第四
卷を以て尋常小學修了者に第五卷乃至第八卷を以て高等小學
修了者に課せむとす

一本書收むるところの材料は國民性の涵養、趣味の向上、讀書力の
養成には特に留意せりと雖も亦常識修養と實生活に必須なる
知識を授くるに遺憾なきを期せり

一本書の内容は修身・理科・農業・地理・歴史・法制・經濟・衛生等各方面に
亘り蒐錄せりと雖も特に本縣に關せる事項に至りては縣廳各
課の精査に繫るを以て縣内各般の情勢を知悉せしむるに足ら

一句讀送り假名法等は小學教育との連絡上國定教科書に準據せりと雖も作者の明なるものにつきては原作に據り必ずしも之を改めず

一、作者の明なるものは題目の下に其名を記せりと雖も本會に於て編綴せるものは之を缺如せり

一、本書發行に關しては前知事岡田忠彦氏前内務部長成毛基雄氏前學務課長富田愛次郎氏並に知事堀内秀太郎氏内務部長元田敏夫氏學務課長栗田五百枝氏等の相前後して指導監督の勞を寄與せられたること多大なりしを感謝せんばあらず

一、本書編纂に就ては本縣師範學校長川面松衛氏を編纂委員長に田代慎思郎君を編纂主任に高塚幾治郎君鳥海諒一君下山懋君

を委員に擧げ其の編纂を囑託し廳下縣立學校職員を臨時委員として材料の提供を求めしが未だ幾ならずして高塚・鳥海・下山の三委員轉任の爲辭任せられたるを以て後任を平野孝君・鈴木小定君・小原益次郎君に依囑せり川面委員長田代主任・平野・鈴木・小原の諸氏は公務の餘暇専ら編纂の事に從ひ其努力眞に尋常ならざりしものあり又縣材料採擇に關しては岡田前知事自ら編纂委員及縣各課長を集めて會議を開き其方針を協定し各分擔を定め材料の提供を得て漸く編纂を了し稿成り嚴密なる校正を閱て本書を發行するに至れり又以上の他特に目良徳造君丸山近美君川口彝雄君關根嶽次郎君細沼正一君等の材料供給上に將た編纂上に其助力を與へられたること多し茲に本書編纂の顛末を述べ永く諸賢の勞を多謝す

大正八年十月

埼玉縣教育會

青年補習讀本卷五目次

一	明治天皇御聖德	徳富蘇峯	二
二	大正の御代	帝國青年讀本	四
三	上毛の三山	松本亦太郎	六
四	富士山	中學省輯	三
五	俚謠	文部省	五
六	埼玉縣の洪水	七	
七	埼玉縣の治水と水利	八	
八	我が縣の水防	九	
九	實業に志す少年に	竹越三叉	一
一〇	戰爭と平和	宅美	二
		中等國文讀本	完

一一 果物 橫山健堂 西
一二 國體 青年夜學讀本 三毛

一三 國民の義務 大隈重信 四
一四 自然の愛 藤岡作太郎 哭

一五 良友 中村正直 五
一六 戸主と家族 青年夜學讀本 五

一七 來客の待遇 德富蘇峯 究
一八 町村の行政 清水澄西

一九 麥藁帽子の傳 萩野由之充
二〇 熊谷直實 三

二一 敦盛最後の事 源平盛衰記 五
二二 男子の本領 澤柳政太郎 八

二三 意志の力 近世立志編 八
二四 菅公忠愛 青山延于 八

二五 宇治河先登 その一 賴 裹 九
二六 宇治河先登 その二 賴 裹 九

二七 了伯聽平語 大槻磐溪 九
二八 爲朝獻策 賴 裹 九

二九 實盛涅髮 賴 裹 九
三〇 大久保彦左 大槻磐溪 九

三一 山行 藤井竹外 九
三二 芳野 杜 藤井竹外 九

三三 芳野 河野鐵兜 九
三四 遊芳野 賴杏坪 九

二五 太田道灌借箋圖

大 権 磐 溪 先
伊 達 政 宗 先

二六 欲征南蠻有作

目次終

青年補習讀本卷五

埼玉縣教育會編纂

一 明治天皇御聖德

德富蘆峰

明治天皇は實に賢明なる孝明天皇を御父として、彼理來航の前年、即ち嘉永五年に降誕し給へり。爾來慶應三年御践祚まで、凡そ十六年間は維新大變革の序幕にして、國運は實に驚波駭浪の中に漂へり。申すも畏きことながら、天皇の初等教育は、蓋し朝幕衝突志士崛起・諸藩離合・外人來迫の中より出で來れり。固より天皇は悉く其の周圍の變動を御自覺ありしと云ふべからず、されど實に



其の雰圍氣の中心に在りて成長し給へり。惟ふに明治中興の英主と爲らせ給ふ素地には、かばかり剝切なる感化はあらざりしならん。蓋し教育の最も有效なるは、自覺の感化にあらずして、無覺の感化にあり。而して其の御父

君の憂世・慨時の宸慮が、如何なる程度まで天皇を感化したるかを忖度し奉るは恐縮の至なれども是れ亦天皇の御盛德を成すに於て、その偉大なる要素たりしことを看過すべからず。

惟ふに天皇は御髪の末より御趾の爪先まで、眞に帝王的御氣象に充ち満ち給へり。其の中権御觀念は、實に天津日嗣の御子にして、天壤無窮の寶祚を踐ませ給ふと云ふ一點にありと拜察し奉らざるを得ず。天皇のこの御觀念は擴充して、世界を包舉し宇宙に瀰亘する宏大なる御規模とはなれり。御製に曰く、

「あさみどりすみわたりたる大空の

「わがこゝろいたらぬくまのなくもがな、

このよをしてらす月のことくに。」

「さしのぼる朝日のことくわやかに
もたまほしきはこゝろなりけり。」

「かぎりなきあまつみそらを心にて、

おもひのどめん世の中のこと。」

所謂巍々乎たる帝德、只天と其の廣大無邊を同じうするのみ。

彼の寒夜に御衣を脱して、細民の凍を憐み給ふが如き。延喜天皇の御仁惠は、洵に有難き限りなれども、明治天皇は其の御仁惠に於て、決して其の下に下り給はざると同時に、其の四海を家とし、人類を赤子視し、皇澤をして時雨の沛然として降るが如く、萬物を惠霑せしめんとの思召に至りては、我が國史中更に何れの邊に其の比儔を見出すべき。吾人は天皇の御人格を頌し奉るに於て、まづ其の大綱を明かにするの必要を感す。蓋し天皇の祖宗に敬事し、民庶を慈撫し、隆冬苦熱を忘れて國務を總攬あらせ給ひたるが如きも、畢竟これが動機にて存せしものと推定し奉るの外なけれども。

二 大正の御代

明治の御代に於て、我が日本帝國は、東洋の一小島國より進みて、東亞の文明國となり、更に世界の一等國となるを得たり。是れ一には我が國民の盡忠奉公によると雖も、主として明治天皇の御英斷によりて、幾多の大事業を成し遂げ給ひしが故ならずんばあらず。

さて今日大正の御代となりて、國家は如何なる施政の方針を取り、我れ等國民は如何なる覺悟を以て、我が帝國の隆昌を圖るべきか。畏れ多くも、今上陛下は、大統繼承の勅語の中に「祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニ由リ之レガ(大權ノ)行使ヲ愈ルヨト無ク以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セザラムコトヲ期ス」と仰せられたり。されば國家施政の方針は、大正の御代となりても、別に異なる所なし。即ち明治の大業を承け繼ぎて、これが伸張を圖り、これが完成を期するにあるのみ。又我が國民の覺悟としては、同じく勅語の中に「國

民亦和衷協同 シテ 忠誠ヲ致スベシ」と宣へる聖旨のほどを奉體して、協心戮力、奉公の誠を盡すにあるのみ。

然るに忠誠を致すの方法に就いて、我れ等の心得べき所のものあり。蓋し明治の御代は創業の時代なり、膨脹の時代なり、即ち新事業は興り、新領土は加はり、其の國勢に於て、古今未曾有の發展を爲せり。然れども此發展たるや、主として外部に於ける發展にして、國力の充實といふ事に至りては、尙未だ足らざる所あるを免れず。看よ我が國は、世界の文明國と謂はれ、一等國と謂はるゝに拘らず、財政は頗る困難の状態にあるのみならず、國民の知識・公徳は、西洋諸國民に比して、尙はるかに遜色あるにあらずや。之を一家に譬ふれば、我が帝國の現状は、恰も新築の家屋の如し。輪廓は頗る立派なるものとなりたれど、内部の設備未だよく整はず、隨つて

一家の生計を立つるに就いても、收入の途なほ確實ならざるの觀なきにあらず。此の現状に處するには、如何にせば則ち最も其の當を得たるものと謂ふべきか。

我が國民が、今日忠誠を致すの途は他にあらず、我が國狀に鑑みて、第一、國力の充實を圖り、第二、文明國民としての品位・品格を高むることはれなり。而して國力の充實を圖るには、戊申詔書の御趣意を守り、忠實業に服し、勤儉産を治めて、家を富まし、國を富ますの外あらず。又國民としての品位・品格を高むるには、教育勅語の御精神に遵ひ、智能を啓發し、德器を成就し、高尚なる人格を具ふるを以て、其の最要の務となさざるべからず。

創業は固より困難なれども、守成には更に一層の困難あり。今日の青年は、明治の創業を受け継ぎて、之を完成すべき大任を擔ふ

ものなれば、須らく其の責任の重大なるを自覺して、大いに勤勉努力せざるべからず。我が帝國の盛衰は、一に大正青年の雙肩にかかるものと謂ふべきなり。

帝國青年讀本

三 上毛の三山

松本亦太郎

赤城・榛名・妙義の三山は、我が故郷の高崎あたりから見ると、造物主の描ける風景画の如く、東・北・西三方に展開して居て、其の背景には一方子持小野子、一方に淺間を始め信越の諸山が遠近に見え、西南の側面には秩父の連山が起伏して居る。そして更に小高い丘から眺めると、赤城の背後に日光の山脈があり、ずっと東南の端には筑波の峯が夢の如く淡く太空に浮いて見える。更に碓冰嶺の中腹から眺めると、關八州の平野は上毛の三山から逆落しに東



第一 洞門 妙義山 森山

赤城山の麓には、赤城十三里の利根川の帶を延ばした雄

大なる配合には及ばない。

容貌をして居つたのだらうが、雨に風に暴され、土や砂が悉く洗ひ去られたため段々露骨になつて、遂に天に囁みつきさうな喰しい姿になつたのだらうと、我々素人は想像する。兎に角、鬼斧・神工の

不思議なるには驚歎せざるを得ない。人間に
譬へたら、まづ崎人といふ格だらう。

榛名は羣山の堵列である。背後の山が南へ
押し出して来るのを喰止めようとして、前の山
が兩腕を張つて防禦したため、腕と腕とが癒
著してあゝいふ屏風形のものになつて仕舞つ
たのであるまいか、これも素人の想像である。
信越の高山や、關八州の平野を眺めるに好い地
位を占めて居る。温泉もあり、湖水もあり、山に
登つた時の心持は存外好い。人間なら郷黨相
寄るの姿である。

山容の最もよく整ひ、姿の佳麗にして氣品の



赤城山腹の牧場

如何にも高貴なるは、何といつても赤城である。何十萬年の昔だ
か分からぬが、あそこの地殻が偶然破裂して、其所から凄じい勢で
電光の閃めく火炎が高く天に立騰り、やがて其の火炎は傘の如く天上に廣がり、岩石
土灰を降らし、天地晦冥、天柱折れ地維缺く
つて居たものがある。それが赤城山であ
る。赤城山の形の最も美しい處は袖と裾
を長く曳いて居る點にある。淺間山も同
様な騒ぎをして生れ出たのであるが、まだ

火煙を吹出して居る處から見れば、赤城は姉、淺間は弟ではあるま



榛名湖と富士山

いか。

赤城は眉目秀麗である。許りて無く、其の色の美に於ても他の二山に勝つて居る。妙義を近く碓冰の方から見れば、一日中何度も變化するが、高崎あたりから遠望すると、紫紺の色に見えることが多い。榛名は鈍い藍鐵色になつて居ることが多い。けれども赤城は淡紅色・藤色・櫻色あたりの色調で、上品で、而も派手である。信濃の國境から上野に亘つては風が隨分強く吹く。其の爲め淺間は髪を搔亂して居ることが多いのであるが、赤城は寝亂れ髪の姿を人に見せたことが無い。いつもゆつたりと端坐して上毛の山野に君臨する趣がある。

榛名・妙義は都人士に昵近し、彼れ等に媚を呈して居るのであるが、赤城は寧ろ世の中から遠ざかつて居る。従つて赤城は都人士

に知られることが割合に少い。余は赤城に都人士の餘り多く入ることを望まない。名山は寂しい靜かな境を守つて居る方がよいと思ふのである。

四 富士山

直立一千二百丈、
足もとよりぞ起こりける。

夏猶寒き白雪は、
空の眞中につもりけり。

仰ゆや、高き富士の山。

富士の麓に涌く雲は

足柄山道が通るなり。

富士の裾野に降る雨は

箱根の峯に名を冠せり

但ち高き富貴の上

王果の公原、田子の浦、

古き名所、歌多し。

道行く人のこゝに来て

富士仰かぬもなか

但如高貴富二口

卷之三

卷之三

五
俚
謠

卷之三

田林集

昔がある。一等庄のばらも、二等

なりよなるなひかるなじ

卷之三

木遣歌

かし熊谷れんしやうの坊さ

手になたもちてかかる山

抜けで咲いた櫻を御覧して

卷之三

卷之二十一
作は
オキナニモ律
サタメニ等之
禁物ノ義理
程度コシラヘ

ある櫻。花がほじくば吉野へとされ、今は吉野の花さかり。」

松 竹 梅

この歌のやかたにまねかれて、あがりて御座敷ながむれば、松竹梅
が三つ咲いて、一つは此世のたから花、二つはしんしようあがり花

神 樂 歌

東を遙かに眺むれば、東は春の景色にて、梅の小木に花咲いて、春
の景色が面白や。

南を遙かに眺むれば、南は夏の景色にて、池の眞菰は生茂り、夏の
景色で面白や。

西を遙かに眺むれば、西は秋の景色にて、紅葉ふみ分け鳴く鹿の
聲。秋の景色が面白や。

北を遙かに眺むれば、北は冬の景色にて、松の縁に雪つみて、冬の

景色で面白や。

四節の草木おもしろや。人の心が花に似て、よそに心のありなり
と。

六 埼玉縣の洪水

明治四十三年はそもそも如何なる年ぞ。梅雨始めて霽れて炎威赫
灼たるべき七月に當りて、天候動むすれば序を失ひ、陰雨常に多く、
冷氣肌を襲ふ。農家は作物の生育を氣遣ひて、朝な夕な空打眺め
て安き心もなし。其の中旬より屢地震あり、二十四日には北海道
有珠山の大噴火ありて、人畜家屋を埋没す。

越えて八月、早くも小樽浸水の報あり。引續き雨量益多く、既に
して静岡・山梨・關東諸府縣大雨の報頻々として聞こゆ。我が埼玉

縣も亦七日の夜、雨一層烈しく、八日九日猶霽れらず、風々へ吹き加はりて、其の夜より沛然たる豪雨益を覆へずが如く、十日に至り下益すさまじく、四面黯黐あんたん、晝猶暗し。此くの如きこと一晝夜、十日に至りて始めて霽る。かゝりければ、諸川の暴漲甚だじく、荒川

は、栗橋において二十尺餘の水位を示すに至れり。

されば、かの二大巨流を始めとして、諸川づれも刻一刻に漲溢決潰の危険に迫りたり。數多の人々は連日の困憊にも屈せず、頻に警報を飛ばし、晝夜死力を竭して防水に力めたれども、十日夜半より十一日に至りて、利根川・荒川・入間川・都幾川・越邊川・綾瀬川等頻頻とじて氾濫せ、堤防を決潰したり。忽ち見る、濁水滔々として天に冲し、奔注横流すさまじく、人畜となく、家屋となく、田園となく呑

み盡して、縣下平野の太部はなべて泥海と變じたり。加ふるに、諸川の水源たる山地に於ては、山崩れ、地裂けて、其の災亦平坦地に譲らざるものあり。

がくて民家の浸水せるもの約八萬五千、流失せるもの一千六百餘、潰破せるものの二千二百餘に達し、人命の死傷亦四百を超ゆ。當時難を堤塘に避け、或は屋上に守めるものに對して、焚出救輿を加へたるもの實に三十二萬七千餘人即ち縣下全人口の四分一に及び、田圃の被害は十萬町歩、全耕地反別の十の六を越え、被害なき町村の數僅かに二十四に過ぎず。洵に古今稀有の大變にして、東西南北見るとして慘憺の光景ならざるは無く、聞くとして悲哀の聲

畏くも、當時、聖上・皇后兩陛下には、この變災を聞召され、他の二府

十縣と共に巨額の金圓を下賜し給ひ、又更に侍従を差遣して、具さに其の状況を視察せしめ給ひぬ。縣郡及び町・村はいづれも防水・救濟の事に力を盡し、有志は或は自ら倉庫を開き、或は金品を醵集して賑恤す。

抑我が縣は數條の巨川貫流するを以て、古來屢々洪水氾濫の慘禍を蒙れり。近くは二十一年同四十年等あり。大正二年亦荒川及び其の支流の出水ありて、患害亦頗る大なるものあり。凡そ水火・風旱・癆疫の類、天變・地妖は概ね突如として起り、其の災禍極めて劇甚なるものあり。されば平素之に對する覺悟を定め、事に臨んで狼狽することなく綽々餘裕あるを期すべし。又不幸にして之に罹りたるときは、徒ちに悲哀に沈まず、發奮・勵精早く善後の處置を講じ、恢復の策を施すべきなり。

七 埼玉縣の治水と水利

本縣の東部を縦横に貫流する利根・江戸・荒川、其の他大小の河川・溝渠は其の水路劃然一定せりと雖も、二百餘年前の往時に想到すれば、水脈錯綜して一定の水路を把束するに由なく、豪雨一たび臻り、河水漲溢せんか、河道新たに開け、沼澤俄かに生じ、昨の沃野は忽ちにして泥沼の地と變じ、年々歲々轉變極まる所を知らず、茫茫千里の膏野も爲めに空しく荒蕪に委せり。

徳川氏の幕府を江戸に奠むるや、天下の治平を保ち諸侯を統轄せんが爲め、自強の策として大に河川の整理を行ひ、力を墾田漕運に用ひたれば、本縣の治水水利に一大變革を致せり。今是れ等の概要に就きて語る所あらんとす。

關東の巨浸たる利根川は、本縣の東部を貫流して水災頻年に及べるが、文祿年間忍城主松平忠吉、川俣・川口(北埼玉郡大桑村地内)間の水路を東方に轉ぜしめたり。次いで慶長年間、關東郡代伊奈忠
吉等ヲ据え、
カイガク、同モ奪フ。
タリホミ田畠等、
永津川、水干シ、
アシテ、業成ス。
白一ノ浅き流事
解イテ御才ヨシ
北山ケアハ轉ジ
處若、西モク思ツ
何事も有トナ
シテ。

次、兒玉・大里二郡に亘れる一大用水路備前渠を開鑿して灌漑の便を得しむ。忠次の子忠治亦關東郡代となり、大いに治水に意を用ひ、寛永中江戸川を開鑿し、次いで渡良瀬川の河身を浚渫し、新たに權現堂川を開きて渡良瀬川の水を之に放流したるを以て、其の下流は次第に淺游となり、沿岸田圃開け、復た舊時の觀を存せざるに至れり。現時の庄内古川は即ち其の古道なり。後復た庄内古川と並びて南流し、埼玉・葛飾三郡の郡界をなし、利根川の亂流を川俣に堰塞し、新たに水路を東方に開きて之を渡良瀬川に合流せしめ、其の水害を除き、盛んに新田を開拓せり。今の古利根川は即ち

利根川の舊路なり。忠治又秩父山谷より發する荒川の埼玉郡内を奔馳せるを憂ひ、熊谷附近より之を南方に轉じて入間川に合せしめたるを以て、其の舊路は今尙廣闊、舊時の傍を認むべしと雖も、流勢緩徐、蘆荻洲渚に茂り、又往年の漲溢なく、流域田園の荒廢を救濟し、新地を拓けること尠からず。

利根・渡良瀬・荒川等の河道轉置は河水の濫溢を制し、天に墾田を進めたりと雖も、亦往々にして灌水涸渴の患なきを得ず。忠治の子忠克よく父祖の遺業を繼ぎて、力を水利に用ひ、萬治年間利根川の水を川俣に分かれ、享保年中六代忠達更に吉利根川の水脈を利用水にして、島川用水・大麻生用水亦忠克の穿つ所なり。

かくて拮据經營は其功大いに顯はれ、徳川幕府の初期武藏六十

ノミキキ、
ノトリマリ、
キシキヨシヘシクタ

徳川時代尾張
イム朝祖故大臣
裁判等事ヲ

御水門
ヤマモト水門

御水門
ヨシタニル水門

御水門
ヨシタニル水門

七萬石と稱せしもの、伊奈氏三代に至りて百二十萬石に上れりといふ。降りて享保の頃に至り、幕府の勘定奉行井澤彌惣兵衛將軍吉宗の命を承け、又拓地・水利に力を竭し、見沼の墾田と見沼用水路の開鑿とを行へり。即ち新渠を設けて、見沼溜井の水を排して、大いに新田を拓き、新たに之が用水を得んが爲めに下中條に閘門を設けて利根川の水を分かち、埼玉・足立二郡を貫流して、延長三十餘里、灌漑一萬三千餘町に及ぶ。翌年又幕府の命を奉じて、中川を開鑿して葛西一帶の瀦水を排し、水害を除き、大いに民利を興こせり。文祿より享保に至るまで年を閱すること凡そ一百四十本縣治水・水利の事業は概ね此の間に成りて、現時の形勢を呈するに至り、戸口漸く殷賑以て今日に及ベり。されど幕府の中葉以後治水の事業漸く振はず、河川次第に荒廢に歸して、排水遲緩となり、泄水の被害往々激甚を極むるに至れり。されば一朝風伯・雨師の激怒に遭ひ、河塘潰裂せんが、濁浪澎湃天に冲し、金波漾々たる百里の沃野も忽ちにして一面の泥海に變じ、人畜家財を奪ひ、道路・橋梁を破壊し、其の損害擧げて數ふべからず。近く明治庚戌八月の大水には、天明以來未曾有の慘禍を蒙り、農作物の喪失二千四百萬圓を越え、災害の應急・復舊工事に資を投ずること實に三百五十萬圓に達し、之を現狀に放置するを許さざるに至れり。是に於て政府は地方と協力し、鉅額の資財と幾多の歲月とを費やして根本的に治水の業を完くせんとし、利根・荒川等の河身改修に着手せり。本縣亦之と呼應し、吉利根川其の他十二川の水利改善の事業を行はんとす。若し夫れ之が施設にして完成せんか、排水・灌漑兩つながら完きを得、洪水の慘禍を免れ、舟運の利便、耕地の擴張亦之に伴ひて行はれ、

縣民の幸慶蓋し之に過ぐるものなからんとす。

八 我が縣の水防

水害を未然に防止するを得ば、其の利勝げて計るべからず。本縣は大小の河川多く、古來屢々水害に苦みければ、夙は幕府時代に於ても、堤防附近の町村は各水害豫防の區域を定め、各町村は指定村よりの觸れ出しに應じ、水防人夫を繰り出し水害を防禦する慣例ありて、延いて明治の聖代に及ベリ。是れ等水害豫防組合中準備組織の完備せる幸手領・金杉領・二郷半領等の如きは、數十年若くは十數年に亘りて堤防決潰の悲慘に遭遇せず、其の效果著しかりき。然れども其の他のものにありては、遺憾なるもの渺からざりしを以て、縣は水害防禦規程を定め、之に據りて水防に要する器具・材料を藏置し、人夫・車馬の員數及び其の徵收法を豫定し、水位警戒線以上に達したるときは、順次下流の町村又は組合に通報せしめ、又訓令を出だして水防組を設置し、或は消防組をして水災警防の事務を兼ねしめ、更に水防委員設置規程並に職務規程を發布し、内務部長・警察部長・郡長・警察署長・工區長・其の他官吏・吏員を水防委員とし、各分擔事項を定めて、水害豫防組合に於ける水防事務を監督せしめ、一朝有事の際、首尾一貫して敏活の行動を執り、又堤塘簡易水防一斑を定め置き、豫ねて溢水・漏水・決潰等に對する處置に熟達せしめ、又水害豫防組合の設置なき町村にも水防の準備をなさしめ、以て水害豫防の實績を擧ぐるに遺憾なからんことを期せり。

九 實業に志す少年に

竹越三叉

著井仙、イフ、安
詒代詳、トモ、説
平庸、説入
シテ思つ
スル、見ゆ

拜啓過日は御來訪下され候處、何の風情もなく、失敬致候。尊書を拜し、愈、實業と御決著の由承知、先づく御祝ひ申上候。併

しながら所謂實業にも種々あり、營利事業に關係あれば即ち實業なりと思ふが如きは、一種の迷妄に御座候。實業とは天地自然の勢力と戰ひ、之を征服して人間の奴隸たらしむる謂に外ならず。然るに近年、學校を出てて銀行に入り、月給を受けて張面を持てば、最早實業家なりと思ふ輩渺からず。以ての外の次第に候。單に金錢の勘定をするのみが實業ならば、大藏省の官吏は皆實業家と言はざるべからず、不倫も亦甚しつ可申候。兎角眞の實業には、獨立開拓の事を忘るべからず、而して之に就ては、一種専門の職業的修養を要し候へば、實業に御決著の上は、これ等の修業一刻も御怠りなきやう願ひ上候。青春は何よりも貴重なる寶物に候。萬金は得べけれど、萬金は青春を買ひ得べきものには御座なく候。何卒一意專心勉強切望に堪へず候。

三、又、書簡

一〇 戰爭と平和

イント、朝在、アキ
ハニテ、載ヲ、攻馬
モ作ノ、兵糧、
オホツク、又は、
アソブ、石垣、
アソブ、同、隔々、壁
ヤハ、不、作々
キヤレ

高、加、ラウ
飯、ノ、層、甚、
アソ、カク、上、廟
食、高、不、作々
キヤレ

はるかに響く砲の音、
間遠になりて日は暮れぬ。

惡戰苦鬪のひねもすに
餓ゑ疲れたる獨逸兵、

戰友五六うちむれて、
逃げおくれたる佛蘭西の

片田舎なる寒村の
壇生トウジンの小家を見出して、

「出せ、食物、疾く早く、

麺包やある。麺包」とうながせば、

有るか無きかに息の下、

「あらず、あらず。とくりかへす

聲のあるじを物陰に

もとめたどれば、しかすがに

まだうら若き母親の、

髪もおどろに色蒼く、

物におびゆるまなざしの、

後ろにかこふ五人の

子供は十を頭にて、

すゑはやうく這ふばかり。

外

「餓ゑしひ我れ等のみならず、

さゝに仲間のありけるよ。

いで一走り、何物か

あなぐりさんと外に出てぬ。

外

もたらしかへる胡蘿蔔の

倒は肉にも似がまひて、

がて血潮とわきぬべし。

「火おさせ、疾く」とせきたて、

「水よ、鹽よ。」とひしめきつ、
湯氣にのぼりし甘き香を

咽を鳴らして待ちにけり。

赤く盛られし大皿を
めぐりて集ふ兵卒の
足下ちかく、爺々とよぶ
小き聲に、ふと見れば、
まなこ凹みし幼兒の
母を離れて這ひよれり。

あとの四人もつきくに、

制する母の手をぬけて、
兵士の羣に入りまじり、
膝にのぼりつ、肩に攀ぢ、
饗應物のおほかたは
小き客につくされぬ。

屍山・血河の修羅の區、
八寒地獄のたゞ中に、
春風わたる神の國、
嘻々の笑は山を折く
巨砲の音にうちかちて、
暫しやはらぐ人心、

骨身ものびし時しもあれ、
忽ち聞ゆ進軍の令。

中等國文讀本

横山健堂

一一 果物

夏の初めは、青梅こそ心地よきものなれ。青葉の繁れる枝に眞
櫻實の涼趣は、全く青梅と相反す。青梅は二三顆小皿に盛るに
よろしく、此は累々數十顆を盤にし、光彩陸離、さしむるに妙あり。

「林檎食うて牡丹の前に死なん哉」子規のこの句、歿前四五年頃に
成りし者なり。水菓子の詩史に子規の名を逸すべからず。林檎
の味必ずしも梨を壓するに至らず。然れども其大にして美なる
は津々として詩趣を生ず。詩人の食物とすべきは林檎なるべし。

林檎は舊日本にはなし。其味にも亦新日本の特徴あり。芭蕉、芭
村に梨の味ありとせば、子規の句には自ら林檎の味あるを覺ゆ。
人未だ夏に馴れず、水菓子の拂底なるとき、夏橙市場に出づ。風
貌堂々殆ど八百屋の店頭を壓す。帝都の人は葉蔭に薰れる夏橙
を知らず。濃綠の葉の繁れる枝に、その實の金色の輝く夕べ、庭に
水打つて月の昇るを待つ。這般の涼趣片田舎の特有なるべし。
夏橙は見るばかりにて涼味あり。その肉味の美なるもの程、外に
光澤の麗しきものあり。夏橙の本場は長州なり。松下村塾を環
りて夏橙の薰するあり。松陰先生は夏橙の畠の草を抜きつゝ、そ
の門人を教へたるなるべし。

バナナと鳳梨との詩趣は新體詩のものなるべし。この兩者日
本になし。その詩趣も舊詩歌に求め難し。東洋に於ける果物の

文學に最も豊當なるは桃なり。而して桃太郎に至りては即ち御伽噺の國民的なるものなり。

「枯枝に鳥のとまりけり、秋の暮。」の一句能く俳壇の舊套を道破す。而してこの句を想へば、晚秋の天、萬木凋落して、紅柿ばかり枝に残れる畫趣眼前に浮ぶ。予輩は柿を推して日本の果王とするに躊躇せず。甜美にして豊滿なるその肉、黃葉のまばらなる大木に紅く熟したる、食ふべく、畫くべく、古來果物の第一なり。柿は枝を添へたるがよし。小さく圓きものは殊に枝を重ねて山の土産とするにようし。

苺は極めて心地よきものなり。かの紅玉の燃ゆる中より涼味の湧きいづること殊に面白けれ。これを玻瓈皿に盛りて、純白の砂糖をかくれば、満開の紅梅に曉雪のふりかゝれる趣あり。

甲州は葡萄の國なり。「月の雲」の一語、人をして神往に堪へざらしむ。山に水晶あり、地に「月の雲」あり。予はいまだ甲州を見されども東海道の富士川を渡る毎に、水源なる美しき國を想像す。藤棚と葡萄棚とは屋外にあるべき家庭の棚ならずんばあらず。藤は白花をよろしとし、紫は葡萄に譲るべし。葡萄棚を茶の間の外に築きて、そのさがれる房に夏の風を待ち、秋の月を迎ふる、亦清き樂しみなり。

柘榴は花も葉も餘り引立たず。唯その實、日本畫によろしく、油畫によろしく、これを盆栽にして花よりも畫趣あり。柘榴の小粒は極めて美し。その味も亦清冷、仙味第一たるべし。

一一 國體

我が國は其の昔初めて國を建てられてから二千六百年間、萬世一系の天皇が位に即かれて、政治上の大權を握られて居る。世の様の移り變るに隨つて、朝廷の御威光が衰へ、臣下の者どもが一時政治を行つた様なことがあつたけれども、政治の大本はやはり天皇が握られて居たのであつて、我が國體は永久に變りはないのである。明治二十二年 明治天皇の有りがたい御思召に由つて憲法を發布せられてから、政治の大本が確かになり、我が國體はいよいよ動かないものになつた。外國では一の君を廢して他の君を立て、時に従つて國體の變はるやうな國もあるが、これを我が國體の萬劫末代までも變はらないのに比ぶれば、實に大變な相違である。

國體は一國の生命である。若し我が國體の美を失へば、日本帝

國は無いものになる。だから國體を尊重して、其の長所をいよいよますく顯はすは、我が國の獨立を保ち、我が國の威光を世界に輝かすわけであつて、國民たるものゝ一日も忘れてはならぬことである。

さて日本帝國は、永久に易はらない皇室を以て本元として居るのであるから、國家と皇室とは其の名は異つて居るけれども、其實は全く一つである。それゆゑに皇室の爲めに盡すは即ち國家の爲に盡すのであつて、國家の爲に盡すは即ち皇室の爲めに盡すのである。

斯様な次第で皇室と國家とは一體であつて、到底二つに分ける事が出來ないのである。而して御歴代の天皇が臣民を愛し給ふことは恰も父母が我が子を愛すると同じであつて、臣民は又皇室

を我れ等の宗家とあがめ奉り、親に事へると同じ心で事へて居る。即ち日本では、國は家を大きくしたものであつて、我れ等が國家に對するは我が家に對すると別に異つたことはなく、又天皇陛下に對するは父母に對すると其の根本において違つたことはない。

それだから忠と孝とは我が國では其の本が一つであつて、是れが我が國の世界萬國に秀でゝ居る一つの原因である。
前に述べた皇室と國家とが一體であるといふことは、つまり忠君と愛國とが一つ事であつて、決して別の事でないといふ譯にないのである。

我れ等は斯かる芽出たき國に生まれ、斯かる有りがたき皇室を戴いて居るのであるから、國の爲め君の爲めには一身を捧げて盡さなければならぬ。兵役に服するが如きも、此の事を考へて見たならば、喜び勇んで出なければならぬ次第である。

宗 良 親 王

君のため世のため何かをしからん、
すてゝかひある命なりせば。

梅 田 雲 濱

君が代を思ふ心のひとつすぢに、

我が身ありとは思はざりけり。 青年夜學讀本

一三 國民の義務

大隈重信

明治天皇御製

しきしまのやまと心のをゝしさは
ことあるときぞあらはれにける。

兵役は我が國民の最も大なる義務の一にして、明治五年徵兵令を布きて、満十七歳より満四十歳に至るまでの男子は、皆等しく兵役の義務を有し、召に應じて國家の防衛に任すべきものと定められたり。

徵集したる壯丁は、主として陸軍兵役に服せしむ。海軍兵は海岸・島嶼の壯丁より徵し、また志願兵をも採用す。將校を養成するが爲めには、陸海軍ともに特設の機關あり。兵役を分かちて、現役・豫備役・後備役・補充兵役・國民兵役となし、一定の期間これに服せしむ。この令出でてより、武門・武士の階級は全く廢せられ、國民ことごとく兵士となりて、國家を防衛するに至れり。

明治十五年一月、陸海軍人に勅諭を賜ひて

「朕は汝等軍人の大元帥なるぞされば、朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰ぎてぞ其親は特に深かるべき朕が國家を保護して上天の惠に應じ、祖宗の恩に報いまるらする事を得るものを得ざるも汝等軍人が其職を盡すと盡さざるとに由るぞしかし我國の稜威振はざることあらば汝等能く朕と其憂を共にせよ我と宣はせられ、かつ軍人の日夜服膺して忘るべからざる道を訓へ諭きせたまへり。」

武維揚りて其榮を耀さば朕汝等と其譽を偕にすべし」

一 軍人ハ忠節ヲ盡スヲ本分トスヘシ
一 軍人ハ禮儀ヲ正シクスヘシ
一 軍人ハ武勇ヲ尙フヘシ
一 軍人ハ信儀ヲ重シヌヘシ
一 軍人ハ質素ヲ旨トスヘシ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫くも忽にすべからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならざれば如何なる嘉言も善行も皆うはべの裝飾にて何の用にかは立つべき心だに誠あれば何事も成るものぞかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し

いかに兵制は完備し、軍器は精銳なりとも兵士にして忠良ならずんば、軍備の强大は得て期すべからず。およそ戦の勝敗は人ありて器にあらず。陛下が勅諭を下し賜ひしも、亦實にこの故なりとす。而してこの勅諭は啻に軍人の道たるのみならず、一般臣民の服膺すべき明教なり。

二 納稅の義務

政府はもとより財産を有せず。されば入るを量りて出づるを制し、その財源を國民に求めざるべからず。國民は國用を充たさんが爲めに、その收入の幾分を出だして政府に上納す。これを租稅といふ。凡そ國土に生存する以上は、これを統治する政府および自治體の費用を分擔すべきは、國民たるものゝ當然なる義務なり。

租稅の種目を大別して、國稅と地方稅とに分かれり。國稅は國庫の收入にして、これを分かちて二とす。一を直接稅といふ、地租・所得稅・營業稅の如きものなり。他を間接稅といふ、海關稅・砂糖稅・酒稅・織物稅の如きものにして、その消費者が間接に納稅するもの

なり、故にまたそれを消費税ともいふ。

地方税は多くは直接税にして、地方の政費に充てんが爲めに、地
方官廳および自治體が人民に賦課するものなり。

曾て詔して宣はく「租稅ハ國ノ大事人民休戚ノ係ル所ナリ」と。
それ租稅は、富の程度に基づきて徵收すべきものなれば、漫に苛稅
を加ふるときは、民その負擔に堪へずして産業廢頽せん、故に租稅
は法律として議會の協賛を経るを要す。

租稅に由る國家の收入を補ふため、政府は鹽及び煙草の專賣を
爲し、また國民の便益を圖るため、郵便・電信・電話及び國有山林等の
事業を經營す。

國民讀本

一四 自然の愛

藤岡作太郎

慈愛なる母の懷に養はれたる子は、生涯その恩愛を忘れず。日本
の風土は國民の慈母なり。地味豊饒にして河海に魚介の利多く、生活をして自由ならしむるが上に、優美・溫雅なる山川は常に臉
上に愛を湛ふる如し。接する者はこれに親しみ、親しむ者はこれを慕ふ。愛に迎へらるゝものは愛を酬いざるを得ず。天然の大
公園に棲むわが國民が、その一木一草をなつかしむは自然の情なるべし。都會の縁日に張りたる夜店には、食品も玩具も數ふるに足らず、露を帶びたる植木の葉の綠、花の紅こそ、カンテラの光に映えてみづくしく鮮かなるを、中流以下の市民はあれこれと買求めて、座敷に飾り、庭に植込む。裏長屋の道具の据ゑ所もなき窗前にも、稗蒔を作りて田舎の景色の面影を偲び、破れ鉢に唐の芋を育ててやさしき野趣を楽しむ。長火鉢のわきの福壽草は鏡餅に對

して暖かげに、軒端に吊りたる葱は風鈴の音と共に涼し。上下貴賤を通じて自然を愛することとかくの如きは、他の國民にその匹ありや。

わが國民は母の慈愛をのみ享けて、父の威嚴を知らず。自然の愛すべきを見て、恐るべきを思はず。野をも垣をも吹亂す二百十日の風も野分の名にやさしく、峯も谷も一つに埋みてすさまじき冬の山里も深雪といへばみやびやかなり。荒き猪も臥猪の牀ととなふるにやさしく聞ゆ。など兼好がいへるは、われらが自然に對するこの傾向を説明せるなり。雨といへば照續きたる夏などは嬉しけれど、一日の降も十日の照より飽きくするに、卯の花くたし・時雨などいへるは何れも趣ありげなり。

わが國民は自然を愛賞する餘、またよくこれを尊重せり。尊重

するものには悦んで服従す。かれらは漫りに人工の手を加へずして自然を仰ぐ。此服従を以て屈伏といふ勿れ。悦服は自動的なり、屈伏は他動的なり、屈伏するものは不束なる奴婢スが氣儘なる主人に對するが如く、悦服するものは從順なる兒孫が寛仁なる家長を見るが如し。任意的なるものは毫も抑壓の念をその間に感ぜず、他の意を以て喜んで己れの意とす。花を愛する趣味の、われらがいかに西洋人に異なるを見よ。薔薇は枝ながら幹ながらの姿の美はしきにあらず、花一輪の色の艶に香の芳しきなり。櫻は一枝の趣を賞するよりも、峯に渡り川に沿ひて雲とたなびきたる態の目ざましきなり。花瓶に挿す時、西洋人は花ばかりをちぎりて手毬の如くし、日本人は葉も核もそのまゝに、願はくはこれに置く朝露をも落さざらんとす。一は枝を撓めて花輪を作り、花瓣を

卓上にふり撒きて歡興を助くるに、一は牀上の盆石盆栽に自然の大景を方寸に寄す。彼れは色彩の變化を喜ぶに、此れは形態の多趣なるを賞すること、恰も油繪と水墨畫との異なるが如し。同じ菊を見るも、彼れは色を重んじ、此れは風致を主とす。西洋草花の多くは、その葉に何の趣もなくして、その花に妖艶の色あり、寧ろわらの眼には毒々しと感ぜらる。秋の野の女郎花・尾花、其花に何の美はしきことかある。されど、あるかなきかの黃花を捧げて、なほたよくと下陰の蟲の音にもゆらぐ様、ますほの色のやがて白くほけだちて霧に濡れ風に靡く趣は、われらが胸に浸みて忘れられず。日本人が花を愛するはその外形にあらず、賦色にあらずして、その風情にあり、直ちに自然の懷にわけ入つて、その眞意義を握るにあり。かくしてこそ自然を愛し自然を尊ぶなれ。自然に

親しむことの深きはこれ日本國民の特性なり。

國文學史講話

一五 良友

中村正直

友も亦類多し、勢利の友あり、貨財の友あり、歡樂の友あり、功名の友あり。此れ等は良友といふべからず。良友は眞友にして、僞友にあらず。以上の友は勢利・貨財・歡樂・功名を以て一時相合ふものに過ぎず、譬へば、屍のある處に集まる鴉のことく、羶臭のある處に集まる蠅蚋のごとく、穀のある處に集まる鼠の如し。屍肉盡くれば鴉散じ、羶臭盡くれば蠅蚋去り、穀盡くれば鼠去る。

是の故に勢利の友は、爾に權力・勢位あらば擾々として來り、權勢のあらん限りは附従すべし。若し爾の權勢去らば、この友や亦爾を顧みじ。貨財の友は爾に金銀・貨財あらば續々として來り、富の

あらんかぎりは屬従すべし。若し爾の富去らば、この友やまた爾を離れん。功名の友は功名を同じく分たんとする間は、手足の如く、腹心の如し。その功名既に得るに及んでは、往々競うて互に他の上たらんとして、或は裂眞して相視るに至る。この友は始や暫く友にして、終にはまた敵となること多し。歡樂の友、その風流相與にして、花月同じく賞するは、沈湎。佚樂には勝るべけれど、要するに一時に過ぎず、興味盡くれば、情好亦盡くるなり。

夫れ眞友は爾の心と交はるものにして、爾の形に交はるにあらず。心は神物なり、財貨・權力等は形物なり。爾の心は爾と一生俱に在り。爾の財貨・權力は然らず、時に來り、時に去り、或は有り、或は無し。爾の心には神智あり、神德あり。藝文に通じ、技巧に習ひ、學識の廣きは、爾の神智によるなり。天道を敬し、眞理を愛し、人類を



恵憐し、善事を行ふを好むは、爾の神德によるなり。爾若し富千金を累ぬとも、爾の神智は毫末を加へじ。爾若し貴、萬乘を極むとも、爾の神德は微塵も増さじ。爾若し刑苦・戮辱に遇ふとも、爾の神智は一釐をも失はじ。爾若し貧窮・艱厄を受くとも、爾の神德は一點をも減ぜじ。爾の心、爾と一生俱にあるのみならず、爾の心は死すとも朽ちざるものなり。此心と心と相知り、相親しむ者を良友といふ、即ち眞友なり。この眞友は形を以て交はらず、從つて形物の去來を以て、友誼の厚薄を爲さず。故にこの眞友なるもの一度相合ふや、神智は互に相資益するを務め、神德は互に相勤勉するを求める、共に斯の世

に在るや、己れを益し、人を利し、斯の世を去るとも誓つて相離ることなし。嗚呼、この友は共に一世の富貴を受くべく、共に一世の貧賤に居るべく、共に萬世の富貴を受くべく、共に萬世の貧賤を免るべし。説いてこゝに至れば、當に知るべし、かくの如き良友を得るは貨財・權勢の形物を得るに勝るべきを。「世の富は良友より大なるは無し。」といへること、豈信ならずや。

然りと雖も、爾或は將に曰はんとす、「我れに良友なし」と。夫れ友は鏡にある面影の如し、顏美なれば鏡中の影亦必ず美なり。故に爾若し良友を得んと欲せば、爾自ら他人の良友となるべし。爾若し他人の良友とならば、良友に於て何の得がたき事かあらん。然らずして良友なきを嘆ずるは、恰も己が顏の醜を問はずして鏡中の影の美ならざるを咎むるが如し、謬れりといふべし。文學雜誌

一六 戸主と家族

家には其の家を治める人があり、又其の配偶者や子もあり、其の弟や妹もあり、其の父母や祖父母があり、時としては伯叔父母のあります。其の家を治める人は之を戸主といひ、其の他は之を家族といひます。

戸主は其の家の家族を養ふ義務があると同時に、其の家を支配する権利をもつて居ります。家族は養子縁組又は婚姻をするにも、其の居所を定めるにも、皆戸主の意に反することは出来ませぬ。若し戸主の同意を得ないで養子縁組又は婚姻をした時は、戸主は其の養子縁組又は婚姻をした日より一年内に其の戸籍を離れさせ、又は原の籍に復るのを拒むことが出来ます。又家族が戸主の

かへ往
まし復
もいへ
りへ返
りへ遣
りへ借

定めた場所に居らぬ時は、戸主は其の家族を養ふ義務が無いのです。それから家族が自分の名で得た財産は、其のものゝ特有財産とすることが出来ますけれども、戸主か家族かどちらにつくか分らぬ財産は、戸主の財産と推定されるのです。

戸主及び家族の権利義務は、此の通り、我が國の民法に定められてあります。此の民法は大切な法律でありますから、誰れでも知つて居らねばなりません。

家族は戸主に養はれるのであります、必ず其の身に相當した仕事をして戸主を助け、其の家の生計を補ふ様にせねばなりません。年寄は別として、其の他の家族は決してぶらく遊んで居てはなりません。

斯様に戸主はよく其の家族を養ひ、家族はよく其の戸主を助け

て仕事を勤め、こゝに始めて其の家の暮らしが立つてゆきます。しかし唯口腹の養ひばかりで心の養ひがなければ決して十分の養ひとは申されませぬ。又身體ばかり動かして居ても、心が全くそれに向いて居ないでは、決して十分の働きとは申されませぬ。

戸主は家族に心の養ひを與へ、家族は戸主に心からの仕事を捧げる様になつて、始めて其の家は立派に成り立つてゆきます。

善を盡し美を盡した生活でも、戸主と家族との心が打ち解けず、互に盡し合ふ心がなかつたなら、まるで針の山へでも登つた様な心持で、折角立派な衣食住も何の甲斐もありますまい。それより粗末な暮らしをして居ても、戸主と家族とに心の隔てがなく、互に助け合つたなら美はしい花園に居る様な氣持で、粗末な生活も決して不愉快ではありますまい。

樂しい家庭を作るには、各、快樂がなければなりません。快樂にも之を外に求めるのと、之をめいしく自分の心に求めるのと二つがあります。外に求めるといふのは、新年は家内のものが集まつて、雙六や歌がたをするとか、福引をするとかいふやうな家庭の快樂を始めとし、或ひは花見或ひは夕涼み、其の他にも尙いろいろあつて、なかく數へきれませぬ。心に求めるといふのはどういふことであるかといふと、互に温かい心を以て親切を盡しあひ、言語や顔色を優しくして氣むづかしい事や、短氣の事や、愚痴をならべる事や、腹を立てる事や、物事に疑ひ深い事や、蔭日向などのない様にするのであります。此の様であれば、御互の心は何れも穩かでありますから、喧嘩や騒ぎの起ることもなく、此の上の快樂はありません。此の様な快樂を得るには、金錢を出さずに、めいめい

の心掛けへ善くすれば出来ます。戸主が此の心掛けをもつて善く之を行つていつたならば、自然に其の家族をなづけ、家庭には常に暖かい春風が吹き渡つて、めいめいの心が打ち解けます。かうなると喧嘩や騒ぎや不平・不満に日を送ることがなく、十分の元氣で仕事を勵みますから、仕事が持つて家の生産力が殖えます。生産力が殖えるは家の富み榮えるので、一家の幸福これに遇ぐるものはありません。「笑ふ門には福来る」といふのは尤もな事であります。

一七 來客の待遇

德富蘇峯

青年夜學讀本

如何なる家にも客は来るなり。さて其の客を如何に待遇す可きかは、最も大切な問題なり。客にも色々の種類あり、一寸用談

に來るものあり、儀式的に來るものあり、或は樂みを分かち、悦びを共にせんが爲に來るものあり。

「朋あり遠方より來る、亦樂しからずや」と、孔子も申されたり。兼ねてなつかしく思ふ客の來りし時程、世にも樂しきものはあらず。斯かる客をば如何に待遇す可き乎。

客に對する心得の第一は實意なり、眞率なり。唯御世辭と愛嬌さへ振り蒔けば、此にて濟むと思ふは、大いなる心得違ひなり。世辭・愛嬌は暫時は人を喜ばさんも、唯是れのみなる時は、自然其の香味の消え失するものなり。

若し何事も實意と眞率とを以て客に接せば、遠來の客も、己れが家にある如く、心置なく樂しむなり。客をして心置なくならしむるは、實意の客に徹したる所以にして、客にとりては、これ程有り難きものはあらじ、又馳走のみを以て客に對する心得と思ふは、大いなる間違ひなり。餘り事々數饗應せられては、却つて迷惑に思ふものなり。禮も度に過ぐれば、詣ひととなるなり、饗應も度に過ぐれば何となぐ心外千萬の感なき能はざるなり。

所謂晴れなる饗應の場合は先づ別として、普通の場合に於いて、は、客の來るは、饗應に預からんがためにあらずして、寧ろ交を温め、情を親しくせんが爲めなり。若し美酒を酌み、佳肴を喫せんと欲せば、世には多くの料理店もあるなり。されば客の顔さへ見れば、挨拶を濟ますか済まぬに、直ちに饗應するを以て、自分の手柄と爲すが如きは、大いなる心得違ひをかし。交を温め、情を親しくするは、談話より善きはなし。別段改まり鹿爪らしく話すに及ばず、唯眞情・實意を有體に語り出せば、客は此れを以て最も興味多き饗

應と悅ぶものなり。昔大佛宣時の北條時頼に詣るや、夜深けて人皆眠れり。時頼手づから一壺の酒を汲みかはし、紙燭を照して、戸棚より味噌を取り出だし、共に之を嘗めて、一夜の快談を續けたり

と云ふ。主客の實意さへ深ければ、味噌の味も山海の珍味に優るものぞかし。客を待遇するには、客として取り扱ふよりも寧ろ家族として取り扱ふこそ、客に於ても嬉しきものなれ。同じ馳走を受くるにも、仕出屋よりあつらへ來りたるものよりは、その家の臺所にてこしらへたるものは、何となく深き思入れありて、奥床しぐ思はるゝなり。此れも時と場合によれども、久々旅行したる家族が歸り來りし心得にて待遇するは、遠客・珍客を待遇するに忘る可からざる心得なり。又屢出入する客は、普通の家族同様の心得にて取り扱へば、自ら其の道に於て大いなる間違なかる可し。又懇

親の度合未だ薄き客にても、決して之を異邦人視する勿れ。既に我が鬪を踰えたる客は、我が家の家族と心得、決して之を忽がせにす可からず。

客を待遇するには、其の氣合を見ること、特に緊要なり。用談に來るものには、用事を辨するを主眼とし、儀式的に來るものには、儀式を盡さしむるを主眼とす可し。急用ある客に、今少し待ち給へ饗應せん杯と云ひつゝ引き留めて、貴重の時間を空費せしむるは、客に於ては、却つて難有迷惑の類なる可し。されば客は何のために來りしかと云ふことを先づ第一に推察し、而して後それく其の目的に應じて、相當の待遇を爲さざる可からざるなり。要するに如何なる待遇も、實意と眞率とが其の大主義なるを忘る可からず。更に忘る可からざるは、氣轉を利かずの一事なり。炎天に來

る客には、何よりも團扇と氷水とが御馳走なり。寒き晩には溫暖なる炭火こそ第一の饗應なれ。空腹なる場合には、何は差し措き、先づ茶漬こそ有り難けれ。而して斯かる氣轉も、客に對して深き同情をすれば、即ち實意さへあれば、自然に湧き出づるなり。實意とは己れが人より爲されんと願ふことを人に向つて施すことなり。眞率とは、その實意を素直に現はすことなり。即ち己れが客となりたる時の心を以て客を待遇すれば、百に一の間違ひなかること可し。

一八 町村の行政

清水澄

町村長はどうして出来るかといふと、これは名譽職であるから、町村會に於て、町村公民中から之を選ぶのである。併し、選ばれたならば直ちに町村長になれるかといふと、府縣知事の認可を経なければならぬ。町村に於て、町村長は一體どういふ仕事を分擔して居るかといふと、町村會に於て決議した事柄を實行すること、外部に向つて町村を代表することが町村長の仕事である。而して町村制の原則として、町村の重なることは、何でも町村會に議する必要あり、而して其の町村會に於て決議した事柄は、町村長に於て之を實行して行くのである。

次に町村の事務に就いて云へば、町村に於て條例を作り、以て町村人民の權利義務を定める。國に於て議會の協賛を経て法律を作る如く、必ず町村に於ても町村の議會を經て條例を作るものである。條例を作りますると、内務大臣の許可を仰がなければならぬことになつて居ります。次は、豫算を作ることであります。國

の豫算は議會の議を経る如く、町村の豫算も町村會にて議すると
いふことが必要であります。それから町村の事業を行ふか否や
と云ふことに就いても、町村會の議に附せなければならぬ、是れは
國會と町村會と違ふ所であります。國會に於ては豫算を議する
も、事業其の物を議することはないものである。

次に、補助機關の主なるものを舉ぐれば、町村に於ては町村長の
外に、助役・收入役等があります。

次に町村の財政に就いて云へば、町村が財産を有つて居れば、其
の財産よりの收入を以て、町村の費用を辨ずるといふことが一番
善いのですが、實際は却つてさうは行かないものであります。明治
二十一年、町村制を發し、明治三十二年から之を實施し、さうして町
村の基本財産を作ることを頻に獎勵して居りますが、基本財産の

收入にて、町村の經濟を立てゝ行くものは、全國の中で二三町村に
止まつてゐる。其の他の町村にては、皆經費の不足を支辨する爲
め、町村稅を徵收するのである。基本財産を設けて、其財産の收入
を以て經濟を立てゝ行くといふことは、最も宜しいのであるから、
町村に於ては、基本財産を積み立てる義務を有することを町村制
の上に規定してあります。併し、基本財産が多額に達する迄は、稅
を取るより外はない。其の稅は、一つは附加稅、一つは特別稅であ
ります。

其の附加稅は何であるかといふと、國稅及び府縣稅に附加して
徵收する稅にして、附加するには、各人に對し均一の率を以てする
を原則として居ります。例へば、所得稅割・營業稅割・地租割等の如
し。附加稅は、要するに本稅を標準として、本稅一目につき附加稅ど

の位といふことになつて居るから、極めて簡単で且便宜であります。之に反し、町村限り特別なる税目を起して取るのが特別税である。地方にて徵收する反別割、又は歩一稅の如きは其の例である。兎に角、我國に於ては、附加税を第一とし、之にて不足するときに、特別税に依るの主義を採用じてをる。

附加税には、直接税と、間接税と、間接税の附加税とがあります。一寸直接税・間接税の區別を申しますると、税を納めるものと、税を負擔するものと一致するのが直接税にして、納税者と負擔者と異なるものが間接税である。例へば、酒の造石税は間接税である。其の理由は、酒造家が税を納めますけれども、實際に税を負担する人は酒を飲む人であるからである。故に、直接税が選舉權の標準になるのである。而して日本にては、成るべく直接國稅に附加

税を課することになつて居りまして、夫れが足りない場合に、間接税に附加することになつて居ります。

次に、町村行政の監督を云へば、第一次に郡長、第二次に府縣知事、第三次内務大臣であります。それから、町村債を起こし、又は特別税を徵收するといふ場合にはどうするかといふと、内務大臣の許可を受くるのみならず、大藏大臣の許可を受けねばならぬ故に、大藏大臣も財政上の點に付いては、町村を監督するのであります。

麥藁帽子は、いつこの産ならんか詳かならず。すぐれたるふしは無けれど、虚心にして眞率なるが故に、老いたるも若きも親しうものなし。

一九 麥藁帽子の傳

萩野由之

その遠祖は保食神より出でて、由あるものゝ末なれど、中頃大いに衰へたりしに、白河院の御時、某といふ者、祇園の社の下司の僧につきて神事に仕へ奉り、心はまめながら、貌のいとおそろしげなりければ、平忠盛大雨なる夜に行きあひて、鬼ならんと思ひ、ひがめて捕へたれど、院は供神怠りなき者の由聞こしめして、却つて御惑をたまひぬ。これより麥藁氏の名始めて顯る。

その裔某、元弘の亂に楠公に従ひて義兵を擧げ、赤阪城をまもりぬ。北條が將名越前守攻むること急にして、城危かりければ一族どもをかたらひ、甲冑かひがひしくよるひ、打物とりて、夜中ばかり竊かに城外に出でて、疑兵をはりしかば、越前が手の者、皆恐れて近づく者なかりき、その武略も思ひやらる。

かくて南風競はず、武家再び榮ゆる世となりし後は、世を憤り、山野にかくれて出でず。徳川將軍繁盛の頃、武藏國大森の里に住めるもの、僅かに技藝を以て知られるのみなりき。維新の後、南朝勤王の士多く顯位・追褒を蒙りしによりて、麥藁氏も再び民間より擧げられ、帽子の爵たまはりて、人の頭にたつ身とはなりぬ。されどこれをもて誇らんともせず、招くものあれば、貴賤・貧富を論ぜず喜びて往く。最も書生を愛して、これと親しみ、毎に曰ふ、「少年は國家の元氣なり、これを庇蔭するは余の任なり」と。出でて行くには必ず伴はる。破れたる衣裝と並びて恥かしとも思はず。されど己れもと舊交あり、或日その居を訪ひしに卒然として語りて曰はく、「凡そ國家は儉に興りて奢に亡ぶといふなるに、この二三年のほど、世の中次第に華奢に流るゝこそ歎かはしけれ。余が年頃思ひたのみたりし少年・書生輩までも、との短衣敝袴をすてゝ

モーニングコートとなし、高足駄は佛蘭西革の靴とかはり、手には絹製のハシカナーフを握りて、口にはシガレットを喫む。身のまはり華やかにのみなり行くにつけては、おのれをも疎ましきものになして、舶來のパナマを喜べり。華奢は文明に伴ふ習とはいへ、かくのみ進み行かんには、國家經濟の前途今更に思ひやらるゝよ。

と、頻に慷慨せり。老いて尙盛んなりと謂ふべし。

後又訪ふに、秋風立ちし頃出でて、行きし所を知らずといふ。蓋し時を憤りて跡を韜ましゝならん。或人のいへる、「屑屋の市に隠る」と。孰れか信なるを知らず。

二〇 熊谷直實

熊谷次郎直實は武藏國熊谷郷の住人にして、剛勇正直の武士な

り。直實源賴朝に事へて忠勤を勵み、壽永三年、賴朝の弟義經の手に屬し、木曾義仲を攻めて宇治川に向ふ。敵軍宇治橋の橋板を破り取つて、向うの岸に陣を張り、渡らば射んと待ち構へたり。義經大聲をあげ、「我が軍勢の中にて水練の心得あらん者は鎧をぬきて川の案内を試みよ。敵は定めて差しつめ引きつめ射んずらん。我と思はん者は橋桁を渡りて岸の敵を追拂へ」とぞ下知しける。そもそも此の河滔々として瀧水の落つるが如く、虹の橋桁危くして、渡るべくもあらざりけれど、大將の下知を背くは命ををじむに似たり、身は宇治川に沈むとも、名を後の世に流さんとて、同じ武藏國の住人平山武者所季重真先に渡り初めければ、態谷次郎直實・子息小次郎直家等都合四人を續きける。直家まだ十六歳なりければ、直實は心苦しく「續くか小次郎過ちすな」といへば、直家も「父こ

そ心ゆるし給ふな」と互に心付け合ひて、向うの岸にぞ渡しける。かくて義仲を攻亡ぼして後直實又も義經に従つて平家の籠れる攝津の一谷の城に向ふ。義經は密かに鶴越の方に廻りけるに、直實は一谷の表口に向ひ、季重・直家と共に朝懸けに攻入り、先登の合戦をして敵・身方の目をぞさましける。城落ちて後平家の大將たち散りくに須磨の海邊をさして落ち行きけるに、直實その一人を呼返し、引組んで上になり、兜の中を差しのぞけば、薄化粧の若君なり。痛はしや誰人の御子に渡らせ給ふぞ。」と問へば「太政入道の弟經盛の末子無官大夫敦盛、生年十六歳」と答ふ。「さては小次郎と同年にこそ、親たちの御歎きも思ひやらる。助け奉らん」とて四方を見れば、源氏の軍充滿して逃るべくもあらず。是非なくその首を打つて、腰にさしたる笛と共に、父經盛の許にぞ送りける。

平家亡び、源氏の世となりて後直實久下直光と領地を争ひて訴訟しけるに、賴朝の寵臣梶原景時、直光を助け、而も直實不辯にして遂に非理に落ちければ、直實怒つて書類を地に投付け、刀を抜いてて髪を切り、直ちに京都に赴きて僧源空の弟子となり、名を蓮生坊と改めて、道心堅固に生涯を送りけり。

二 敦盛最後の事

同じく經盛の末子に無官大夫敦盛は、紺の錦の直垂に、萌黃匂の鎧に白星の冑著て、滋鎌の弓二十八指いたる護田鳥尾の矢、鶴毛の馬に乗り給ひ、貝一騎新中納言の乗り給ひぬる舟を志して、一町計游がせて、浮きぬ沈みぬ漂ひ給ふ。

武藏國の住人熊谷次郎直實は哀れよき敵に組まばやと渚に立

つて東西伺ひ居たる處に、是れを見付けて馬を海にさぶと打入れ、「大將軍とこそ見奉る、まさなくも海へは入らせ給ふ者かな。返し給へやく。かく申すは日本第一の剛の者熊谷次郎直實。」と云ひければ、敦盛何とか思はれけん、馬の鼻を引返し、渚へ向けてぞ遊がせたる。馬の足立つ程に成りければ、弓矢をば拋捨てゝ、太刀を抜き額にあて、をめきて上り給ひけるを、熊谷待受けて、上げもたてず、水鞠さと蹴させつゝ馬とくを馳竝べて取組み、浪打際にどうと落ち、上になり、下になり、二度・三度は轉びたりければ共、大夫は幼若なり、熊谷は古兵なりければ、遂に上に成り、左右の膝を以て甲の袖をむすと押したれば、大夫少しも働き給はず、熊谷は腰の刀を抜き出だし、既に頸をかゝんとて内胄を見ければ、十五六許の若上臈、薄化粧に鐵黒なり、にこと笑うて見え給ふ。

熊谷は「あな無慚や弓矢取る身は何やらん。是れ程若く嚴しき上臈にいづこに刀を立つべきぞ。」と心弱くぞ思ひける。「抑誰れの御子にて渡らせ給ふぞ。」と問ひければ、只とく切れ。」とぞ宣ひける。「斬り奉りて雜人の中に棄置き進らせんも便なく侍り。うきふしも知らぬ東國の夷・下臈に逢うて名乗るまじと思召さるか。それも理に侍れ共存する旨有つて申すなり」と云ふ。大夫思はれけるは、名のりたり共名のらず共遁るべきに非ず。但し存する旨とは勳功の賞と申さん爲めにこそ有るらめ。組むも切らるゝも前世の契讐をば恩にて報ずるなり。さあらば名のらんと思ひつ「存する旨の有るなれば聞がするなり。是れは故太政入道の弟修理大夫經盛と云ふ人の末の子、未だ無官なれば無官大夫敦盛とて、生年十六に成るなり」と宣ひけり。

熊谷涙をはらくと流しけり、あな心憂の御事や。さては小次郎と同年にや。實に左程ぞ御座すらん岩木をわけぬ心にも子の悲しみは類なし。況や是れ程わりなく嚴しき人を失ひ奉りて父母の悶えこがれ給はんことの哀れさよ。中にも小次郎と同年になり給ふなるいとほしさよ。助け奉らばや。又御心も猛き人にて御座しけり。「日本第一の剛の者」と名のるに落武者の身として、此の年の若きに返合せ給へるも大將軍と見えたり。是れは公軍なり。あな惜しや如何せん」と思ひ煩うて、暫し押へて案じけるに、前にも後ろにも組んで落ち思ひくに分捕しける間に、熊谷こそ一谷にて現に組みたりし敵を逃がして人にとられたりといはれん事、子孫に傳へて弓矢の名を折るべしと思返して申しけるは、「よにも助け進らせばやと存じ侍れ共、源氏陸に充满ちたり。逆も

遁れ給ふべき御身ならず、御菩提をば直實能くく訪ひ奉るべし。草の陰にて御覽ぜよ、疎略努々候ふまじ」とて、目を塞ぎ、齒をぐひあはせて、涙を流し、其の頸を搔落とす。無慙と云ふも愚かなり。

敦盛死を恐れず、心を降さず、幼齡の人たりと雖も、頗る凡庸の類に非ざりけり。平家の人々は今討たれ給ふまでも、情けをば捨て給はず、此の殿軍の陣にても隙には吹かんとおぼしけるにこそ、色なつかしき漢竹の笛を、香もむつまじき錦の袋に入れて、鎧の引合せに指されたり。熊谷是れを見奉り、いとほしや、此の程も城の中に、此の曉も物の音の聞こえつるは此の人にて御座しけり。源氏の軍兵は東國より數萬騎上ぼりたれ共、笛吹く者は一人もなし。如何なれば平家の公達はかやうに優には御座すらん」とて涙を流して立ちたりけり。

彼の笛と申すは、父經盛笛の上手にて御座しけるが、砂金百兩宋朝に渡されて、よき漢竹を一枝取寄せ、殊によき兩節の間を一よ取り、天台座主前明雲僧正に仰せられて、祕密瑜珈壇に立てゝ、七日加持して祕藏して彫られたりし笛なり、子息達の中には敦盛器量の仁なりとて、七歳の時より傳へて持たれたりけり。夜深くる儘にさえければ、さえだと名付けられけるなり。

熊谷は笛と頸とを手に捧げ、子息の小次郎が許に行き、是れを見よ、修理大夫殿の御子に無官大夫敦盛とて生年十六と名のり給ひつるを、助け奉らばやと思ひけれ共、汝等が弓矢の末を顧みて、かく憂目を見る悲しさよ。縱ひ直實世になき者と成りたりとも、あなかしこ後世弔ひ奉れと云含め、其れよりして熊谷は彌發心の思出來つゝ後は軍はせざりけり。

源平衰盛記

二二 男子の本領

澤柳政太郎

正義を行ひ不正を斥け、善を好み惡を憎み、勇敢にして怯懦ならず、活潑にして粗暴ならず、傲慢ならず、卑屈ならずして、恭謙の徳を具へ、自由を愛すると同時に規則を重んずるは、是れ男子の本領なり。

言は忠信に行は篤敬に、己を持すること峻厳にして、人に對しては寛大に、堅實を尚び浮華を斥け、質に偏せず文に流れず、剛毅にして剛愎ならず、理と情と相調ひ、常識は健全に、趣味は高尚に、誠實をたふとびて虚偽を悪むは、是れ男子の本領なり。

其の争ふや公明正大にして些の陋劣なく、其の和するや正々堂にして附和雷同にあらず。強を恐れず、弱を侮らず、稱讃せらる

とも敢て喜ばず、非難せらるとも決して怨みざるは眞の男子なり。下に居りて亂れず、上に立ちて驕らず、人に阿らず、人を誹らず、己れに克ち、怒を忍び、淡白にして執拗ならず、果斷にして因循ならず、弘毅の氣象は内に充ちて端正の儀容となり、忠恕の心情は外に溢れて親切の行爲となる。その胸中洒々たり落々たり、光風の如く又霽月の如し。凜乎犯すべからず、毅然動かすべからず、しかも又溫乎親しむべきは、眞の男子ならずや。

其の父母に事ふるや孝順に、兄弟を敬愛し、親族と相睦み、學を勉め業を勵む。忠實・勤勉にして、事に規律あり物に秩序あり、入るを量りて出づるを制し、私事に約にして公事に吝まず、私利の爲めに公利を害することなく、國を愛し、職責を重んじ、犠牲の精神に富む。志す所は高遠にして、行ふ所は着實に、空想にあこがれず、僥倖を冀

はず、如何なる困難に遭遇すとも平然として之に對ひ、百折撓まず、千挫屈せず、勇往・邁進、あらゆる障礙を打破して、自己の進路を開拓せんとするは、是れ即ち男子の本領なり。斯ぐの如き男子の本領を發揮せんは、貴賤・貧富の如何に關せず、また業務の何たるを問はざるなり。

農たると、商たると、工たると、學者たると、官吏たると、將た軍人たるとを論せず、苟も身を修めて如上の諸德を體得し、仰いで天に愧ぢず、俯して地に怍ちざる底の人となれば、男子の本領は茲に發揮せられたるなり。孟子曰はく、「天下の廣居に居り、天下の正位に立ち、天下の大道を行ふ。富貴も淫する能はず、貧賤も移す能はず、威武も屈する能はず、これ之を大丈夫と謂ふ」と。男子の本領も亦偉なりと謂ふべし。斯ぐの如き男子あるは一家の榮なり。豈啻に

一家の榮のみならんや、又社會國家の榮なり。社會は斯くの如き眞男子を得て其の文明を進め、國家も亦斯くの如き眞男子を得て其の富強を實にするを得べきなり。

實業修身訓

二三 意志の力

「意志の剛強なる人と急流とは自ら其の道を開く」とは西洋の諺である。意志ある所、そこに光明がある、活力がある。男子一たび志を立てた以上、その成就を見るまでは、如何なる艱難が襲ひ来るとも、牢乎として搖がぬ磐石の如く、如何なる苦痛が迫るとも、卓然と聳ゆる大木のやうな堅忍不拔の心、これが意志の力である。人生の行路には様々の誘惑がある、幾多の障礙がある。その誘惑に打克つ克己心、その障碍を打破つて進む勇猛心、皆是れ意志の力である。

世に成功者と稱せられ、或は偉人と稱せられる人達が、世路の難嶮を突破し來つた跡をうかゞへば、總べて彼等の意志の力の如何に強きかを示さぬものはない。

人は五十年の壽命を以て千年の計を憂ふるものである。その五十年の壽命をも完うし、事業を成就せんには、健康が第一の要素である事はいふまでもないが、その健康すらも、大部分、意志の力で左右せられるものである、といふ事を忘れてはならぬ。

今から十數年以前に死んだ英國南アの首相セシル・ローブ氏は、十八歳の時、大學在學中に肺病に罹つた。醫師は不治の難症だと宣告し、彼れ自身も、一時は殆ど人生に絶望したが、強いく、彼の意志は、この間にも無限の活力を湧起せしめた。彼れは學校を退き、奮然起つて南ア弗利加の蕃地に赴き、其處に病を養ひながら、吾



が生命を托すべき何事かの事業を發見せんとしたのである。窮屈な學窓から脱け出でて、廣漠たる南阿の天地に身を投出したる彼は、まるで生まれ變はつた心持になつた。彼は放たれたる鳥の如く、荒野の大氣を呼吸し、椰子の葉蔭に身を包まれて、清々新快活なる大宇宙の子となつた。友とするものは一巻の聖書のみ、しかもそれに依つて天涯孤客の慰安を得るには十分であつた。

境遇が變はり、生活が變はり、見るもの、聞くもの悉く新たになれば、人の身は自ら生れ更はつたやうにならざるを得ない。かくて病は數年ならずして癒え、體質は一

變して、土人にも劣らぬ頑丈なものとなつたのである。

その間に、彼は一大事業をも發見した。それはキムバレーといふ不毛の地に、千古空しく鎖されてゐた無限の寶庫、金剛石坑の開掘である。彼は萬難を排して此の事業に従ひ、忽ちにして一大成功を贏ち得て、巨萬の富を積み、偉大な名聲を得た。かくて十三歳にしてケープ植民地の議員に選ばれ、一躍して首相となり、遂に南阿戰爭を起こして、南ア弗利加をして英國の勢力範圍たらしめた。

彼は千九百二年、五十歳で世を去つたが、其の半生が頗る強健で、精力絶倫であつた事は、その成し遂げた事業を見ても知られる。永年彼の祕書役を勤めてゐたフレイリッブ・ジョルダン氏は、彼の私生涯を記して、 George 氏は異常な事業的才能を有し、一度重要

な事件に對すれば、不眠不休・良成績を擧ぐる迄は已まなかつた。氏は他の優れた人々が五人で完成する事業を、一人で爲し得る非凡の頭腦を有してゐた」と記してゐる。且南阿戰爭の際の如きは、熱沙の曠原に野營して、數日間、マタベル蕃族と對峙し得たのである。

氏は實に南阿大英會社・デビヤス合同金鑛會社・南阿合同大金鑛會社等の專務理事であると共に、南阿大陸電信の建設中の難問題を解決し、兼ねて巨大なる農園・果樹園を經營し、他面には、政事家として千八百九十年より七年間、ケープ植民地の首相となり、首相辭職後は、進歩黨の首領として該黨を總理した。

斯く許多の大事業の爲めに、毎日平均五十通からの手紙に接したが、大抵は自ら披見した。而も英雄の胸中自ら閑日月がある。

彼は埃及・土耳古・伊太利の各地に遊び、又日本の風光にも惚れでゐたといふ事である。

彼の遺した巨萬の財産は、その遺言に依り、セシル・ローツ・奨學資金となつて、彼の生命を傳へ、彼の經營した南阿の一角は、大英帝國無主の寶庫として、英國今日の富を供給する一大要素となつて居るのだ。

セシル・ローツの半生の如きは、意志の力がよく健康を左右じ得べく、且人間の活力の殆ど無限であることを示してゐるではないか。

近世立志編

二四 菅公忠愛 删修

青山延子

菅原道眞歴事、五朝尤爲宇多帝所親任。帝嘗好游獵、道眞諫止之。隨事

獻替多所匡救。及被配閉門不出，託文墨自遣。雖謫居無憊，未嘗忘忠愛之意。一日賦詩曰：

去年今夜侍清涼。秋思詩篇獨斷腸。

恩賜御衣今在此。捧持每日拜餘香。

聞者莫不感歎。

二五 宇治河先登

壽永三年正月，賴朝檄八州將士，西討義仲。無幾，徵兵聚者六萬。乃盡委之於範賴、義經。因令曰：「木曾阻我兵，必於宇治河皆具善馬，可以騎渡。」賴朝有駿馬二日池月，曰磨墨。梶原景時有龍。其子景季年少銳勇。於是請得池月以先登。賴朝曰：「乞焉者多，吾不與也。顧範賴等戰不能克，吾且親往。此吾乘也。」乃賜磨墨。諸將士皆發。明日，佐佐木高綱自近江來謁。賴

朝問曰：「聞汝在近江，盍直從軍入京乎？」高綱對曰：「臣如從軍，不敢期生。欲一見君訣別，且奉指揮也。」馳三日乃達。臣唯一馬，罷不可用。故後期在此。賴朝喜，因謂之曰：「汝能爲我先登於宇治乎？」曰：「能。臣居河上，識其淺深也。」於是遂出池月賜之。高綱感喜，謝曰：「君聞高綱未戰而死，則不能先登也。」聞未死而戰，則先登者高綱也。拜舞而出。賴朝呼返，戒之曰：「景季等乞焉，而不與汝記之。對曰：「諾。」

時大軍陣于浮島原。景季視群馬無過磨墨者，牽而上高丘，誇示於衆。已而有大嘶聲。畠山重忠曰：「池月聲也。何以至此？」已而高綱僕牽池月至，過丘下。景季問曰：「誰乘？」僕對曰：「佐佐木氏之乘。」景季大懼，曰：「不圖公之視彼踰我。我寧與彼死，使公喪二良。」卽扣刀要路而待。高綱望見之，謂其騎曰：「彼非梶原邪？公之囑我，殆爲是也。漸近。」景季呼曰：「四郎久闊。」彼乘公所賜乎。高綱哂曰：「否。吾患無善馬，欲就公廄借之。」聞磨墨已賜於子矣。池月不

得命矣。子且然況於高綱乎。然君事方急，不遑顧慮。遂誘廄人竊之矣。後有責問，子幸救解之。景季色解，笑曰：「悔我不竊也。」乃與俱西。

二六 宇治河先登

範賴向勢多義經向宇治。義仲聞之，議戰守。見兵千騎，乃遣今井兼平、山木義弘拒勢多。根井行親、楯親忠拒宇治。撤橋板、樹柵、張繩於水中守之。二十日，義經以騎二萬五千至東岸戒。居民避軍而火其廬舍，以布陣焉。起櫓自登，具筆硯書將士功最曰：「將以報鎌倉也。」將士皆奮欲戰。義經又發令而軍囂，不聞令。乃取平等院鼓，懸於櫓下。一軍屬耳。義經乃令二萬人中必有善泅者，直前嘗之。我勇士緣橋架防敵，勿使敵射我泅者。泅者爭釋甲而沒，刀截其繩。半山季重、澗谷重助、熊谷直實等上架而射。射戰良久。有一騎鞭馬亂流而進。先者景季，後者高綱。高綱自後給景季曰：

「子之馬條慢矣。」景季駐馬約條。高綱則超乘而過。上岸自名。景季踵上。義經上功簿，高綱爲先登第一。景季爲第二。畠山重忠以手兵繼渡。行親射之中其馬。重忠泗而達岸，揮刀而進。北兵辟易。義經乃以全軍渡擊，大破之。行親搏戰而退。

日本外史

二七 了伯聽平語

大 樋 磐 溪

佐野城主天德寺了伯，屬北條氏。驍名夙顯。嘗招瞽師，善琵琶者某，演平語。瞽師爲唱二曲。一係佐佐木高綱事，一係那須宗高事。了伯每聽一曲，嗚咽歎欷而已。他日從容問左右曰：「昨聽平語若何？」皆曰：「甚可樂也。但所演皆係赫赫功名之事。而君獨泣不已，何也？」了伯聞之，仰天大息曰：「吾今而知汝等不足爲我用也。顧高綱之辭鎌倉公，乞其所愛名馬而約先登，於不可必之前，其心固無生還之理矣。宗高立馬於兩軍屬目之中，而

射扇眼乎。海波數百步之外、不幸一發不中、唯有自刎以投于海耳。吾推究二子心事至此、則感慨悲壯、不自覺涕淚之交乎。睫也。今日弓箭之士、果能以此二子之心爲心、則何戰不勝、何功不成。汝等乃曰見其可樂、不見其可悲。吾是以知其無能爲也。」

近古史談

二八 爲朝獻策

賴

襄

爲朝進而言曰：「臣大戰二十、小戰二百、以芟鋤九國。以小擊衆、每利夜攻。臣請今夜襲高松殿、火其三方、而要之一面。其善戰者獨有臣兄義朝、而臣一矢斃之。至如平清盛輩、臣鎧袖一觸、皆自倒耳。則乘輿必不得不不出。臣乃加矢其從兵、徒輿於此、而奉陛下於彼、易如反掌。則東方未白、大事集矣。賴長曰：爲朝少負氣。所言皆鄙人私鬪之事、安可施之帝王之戰耶。兩帝爭國、當用堂堂之陣。南都僧兵應召、且至成軍以戰、未爲晚也。」爲朝

退竊罵曰：「唉長袖者惡知兵哉。家兄有謀、將出我所欲爲僧兵寧可須也。」

日本外史

二九 實盛涅髮

賴

襄

壽永二年四月、宗盛以維盛・通盛・忠度爲追討使、將兵十萬餘人入北陸、將夷木曾義仲、然後及源賴朝。齋藤實盛在遣中、謂大庭景尙曰：「平替源興、盍降木曾。」景尙曰：「東人無不知吾輩姓名、以興衰變節、若人言何。」實盛曰：「吾徒以試子耳。」入見宗盛、曰：「越前臣鄉也。古曰、衣錦歸鄉。臣受君恩久矣。今老矣、唯有死以報君。君盍賜錦直垂。臣衣以歸、死有餘榮。」宗盛憫之、如其言。

既而平氏軍長驅定越前、進入加賀。維盛以七萬騎軍砥近山、忠度以三萬騎軍志雄山。義仲以五萬騎至、令源行家攻忠度、而自當維盛。維盛恃

險不備。義仲乘夜來襲。維盛大敗走。義仲乘勝追之。忠度、維盛退據安宅渡。畠山重能在前軍。義仲遣樋口兼光與鬪。殺傷相當。

維盛等乃進當義仲戰。且退至成合返擊大戰。大場景尙自呼而鬪。義仲曰「名士也。」麾騎逆之。景尙斬十三騎被創而自殺。衆悉退。齋藤實盛獨留。戰。敵將手塚光盛呼問其名。實盛曰「汝斬我首獻木曾公。公知我也。」進薄光盛。光盛從騎遮之。實盛攫騎將殺之。光盛救之。三人相搏墜馬。光盛遂刺實盛。獻頭於義仲。告其狀曰「單騎衣錦。其語東音。」義仲曰「莫乃實盛乎。」召兼光視之。兼光曰「是也。」義仲曰「吾知實盛年高。今其髮黑者何。」對曰「實盛嘗與臣言於東國。曰「白頭從軍。吾將涅我髮。否則難以伍壯者矣。」蓋踐其言也。」乃洗其頭。頭髮皆白。義仲泣曰「吾幼孤爲此老所鞠育。使其來歸。將父事之。乃重恩就死。可不謂義乎。」收尸葬之。

日本外史

三〇 大久保彥左

大 権 磐 溪

大久保忠教睥睨權貴。足未嘗踵執政之門。松平信綱使監察秋山正重諷之曰「翁之蒙優遇。天下所知。誰責其禮法。雖然。執政者代上而行。令者也。故執政即所以敬上也。翁雖老。而列在朝。何不時候執政之門。亦奉上之道也。」忠教曰「諾。某亦念之。然我往彼來。禮之常。我往亦勞彼也。且今媚權門者。爭以珍奇爲獻。吾貧不能得貨。故不敢然。子幸見誨。謹奉教。」忠教謂此必信綱使之。於是苞蔓菁數十根。一奴負而從之。先踵信綱門。呼曰「大久保彥左爲詔諛來。」家貧無以致奇珍。不腆園菜。敢進左右。以苞苴寘諸階。泥土狼藉。謁者大駭。以爲狂人。不敢通之。忠教曰「權門勢家。珍異日臻。寒士野菜何足進。」公等不通亦宜也。請持去。徐自收之而去。他執政皆如之。最後詣正重。曰「前日幸受教。故今悉候諸公之門。敢致不腆之賂。」

然諸公不受、請致諸厨下。乃置而去。後執政會公堂談及此事。皆大笑。

三一 山行

近古史談 杜牧

遠上寒山石徑斜。
白雲生處有人家。
停車坐愛楓林晚。
霜葉紅於二月花。

三二 芳野

藤井竹外

古陵松柏吼天飄。
山寺尋春春寂寥。
眉雪老僧時輶帶。
落花深處說南朝。

三三 芳野

河野鐵兜

山禽叫斷夜寥寥。
無限春風恨未銷。
露臥延元陵下月。
滿身花影夢南朝。

三四 遊芳野

賴杏坪

萬人買醉攬芳叢。
感慨誰能與我同。
恨殺殘紅飛向北。
延元陵上落花風。

三五 太田道灌借蓑圖

大槻磐溪

孤鞍衝雨叩茅茨。
少女爲遺花一枝。
少女不言花不語。
英雄心緒亂如絲。

三六 欲征南蠻有作

伊達政宗

邪法迷國唱不終。
圖南鵬翼何時奮。

欲征蠻國未成功。
久待扶搖萬里風。

青年補習讀本卷五終

大正九年六月二十日印刷
大正九年六月廿五日發行
大正十一年十一月一日十版

青年補習讀本卷五

著作者 埼玉縣教育會

東京市麹町區内幸町

振替貯金口座
八八一五番地

東京市芝區愛宕町三丁目二番地

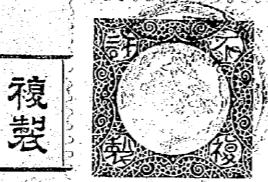
印刷者兼
金港堂書籍株式會社

東京市麹町區内幸町一丁目六番地

代表者 原亮一郎

東洋印刷株式會社

東京市芝區愛宕町三丁目二番地



錢拾參金價足
錢三拾四金價定時臨

複製

約特一手販賣所浦和町

東京市麹町區内幸町
一丁目六番地
振替口座九九〇〇番
電話浦和五五番

須原屋書店
金港堂書籍株式會社

埼玉県立浦和図書館



32090318